

平成31年2月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年（行ウ）第560号 �即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 本件各訴えをいずれも却下する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告らとの間で、別表記載の即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式のため
に国費を支出してはならない。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期
日を定める政令により、平成31年4月30日限り、天皇が退位し、皇嗣が直
ちに即位することに伴い行われる別表記載の即位の礼及び大嘗祭等の一連の諸
儀式等（以下「本件諸儀式等」という。）に係る国費の支出について、納税者
たる原告らは、納税者基本権に基づき、憲法に違反した国費の支出がなされよ
うとしている場合にはその支出の差止めを求めることができるところ、上記支
出は憲法に違反するなどと主張して、被告に対し、本件諸儀式等に係る国費の
支出の差止めを求めている事案である。

なお、原告らは、本件訴状により、被告に対し、本件諸儀式等の準備行為に
係る公金支出により憲法違反の状態が生じ、精神的苦痛を被ったとして、国家
賠償法1条1項に基づき、慰謝料として各1万円及び本件訴状送達の日の翌日
から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払も求めてい
るが、この部分については、別途、東京地方裁判所において、民事通常事件と
して立件されているから（当庁平成30年（ワ）第38165号），本件各訴えに

は含まれない。

第3 当裁判所の判断

1 原告らは、本件諸儀式等に係る国費の支出につき、本件諸儀式等は、政教分離原則、思想良心の自由及び信教の自由等の憲法の諸原則ないし人権規定にそれぞれ違反し、天皇を国民よりも上位の存在として位置づけるものであり国民主権の原理にも違反しているところ、憲法に違反した国費の支出がなされようとしている場合には、納税者たる原告らは、納税者基本権に基づきその支出の差止め等を求めることができ、納税者基本権は憲法に根拠を有する実体法上の具体的権利であって、納税者基本権に基づき納税者が司法の救済を求めて提訴した場合、納税者と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に該当するから、法律上の争訟（裁判所法3条1項）に該当するなどと主張している。

2 しかし、憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うとした（30条）、新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする（84条）こととする一方、国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいてこれを行使しなければならず、国費の支出をするには国会の議決に基づくことや国費の支出は予算の形式で国会の審議・議決を受けることを必要とするなど（83条、85条、86条）、国費の支出については、国民の代表者によって構成される国会における審議等を通じて国民の意思を反映させることを予定している。その上で、憲法は、国費の支出について個々の国民が納税者たる資格に基づいてその是非を争い得る制度について何ら規定を置いておらず、また、憲法の各規定からして、納税者である個々の国民に対し、国費の支出について原告らが主張するような権利を保障していると解すべき根拠はなく、原告らが主張する納税者基本権という権利ないし法的利益を認めた実体法上の規定も存在しない。

以上からすれば、原告らが主張する納税者基本権について、裁判上の救済を

受けることができる具体的権利ないし利益として保障されていると解することはできない。

前記1のとおり、原告らは、本件各訴えにつき、形式的には自己の具体的権利義務に関する紛争であると主張しているものの、上記説示を踏まえると、本件各訴えは、原告らの固有の法律上の利益に基づき提起されたものであるということはできず、その実質は、国民又は市民一般の地位に基づき、本件諸儀式等に係る国費の支出の差止めを求めるものであって、国の「機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟」で「自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」であるといわざるを得ず、本件各訴えは、いわゆる民衆訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）5条）に該当するものである。

そして、民衆訴訟は、「法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる」（行訴法42条）ところ、国費の支出につき、その違法を理由として支出を差し止める訴訟を認める法律の規定は存在しない。

したがって、本件各訴えは、不適法である。

15 第4 結論

以上のとおり、本件各訴えは、いずれも不適法でその不備を補正することができないから、行訴法7条、民訴法140条を適用して、口頭弁論を経ないでこれを却下することとし、訴訟費用の負担については、行訴法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

20 東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

朝倉佳秀



25 裁判官

網田圭亮



裁判官

野村昌也



即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について（案）

名 称	期 日	場 所
○剣璽等承継の儀	即位の年（以下同じ）	宮殿
○即位後朝見の儀	の5月1日	宮殿
○賢所の儀	5月1日～5月3日	賢所
○皇靈殿神殿に奉告の儀	5月1日	皇靈殿、神殿
○賢所に期日奉告の儀		賢所
○皇靈殿神殿に期日奉告の儀	5月8日	皇靈殿、神殿
○神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀		宮殿
○神宮に奉幣の儀		神宮
○神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀	5月10日	各山陵
○斎田点定の儀 (大嘗宮地鎮祭)	5月13日	神殿
（斎田抜穂前一日大祓）	別途決定	皇居東御苑
○斎田抜穂の儀 (悠紀主基両地方新穀供納)	斎田抜穂の儀の前日 秋	別途決定
○即位礼当日賢所大前の儀	別途決定	斎田
○即位礼当日皇靈殿神殿に奉告の儀	10月22日	皇居
○即位礼正殿の儀		賢所
○祝賀御列の儀		皇靈殿、神殿
○饗宴の儀	10月22日、25日、29日及び31日	宮殿
◇内閣総理大臣夫妻主催晚餐会	10月23日	都内
△一般参賀	10月26日	宮殿東庭
○神宮に勅使発遣の儀 (大嘗祭前二日御禊) (大嘗祭前二日大祓)	11月8日	宮殿
○大嘗祭前一日鎮魂の儀 (大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭)	11月12日	皇居
○大嘗祭当日神宮に奉幣の儀	11月13日	皇居
○大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀	11月14日	皇居
○大嘗祭当日皇靈殿神殿に奉告の儀		皇居東御苑
○大嘗宮の儀 悠紀殿供饌の儀 主基殿供饌の儀 (大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭)	11月14日 11月15日 11月16日 11月16日及び18日	神宮
○大饗の儀		賢所
○即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	別途決定	皇靈殿、神殿
○即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に親謁の儀	神宮に親謁の儀の後	皇居東御苑
△茶会	京都に行幸の際	宮殿
○即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	神宮及び各山陵に親謁の後	神宮
○即位礼及び大嘗祭後皇靈殿神殿に親謁の儀	同 日	各山陵
○即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀 (大嘗祭後大嘗宮地鎮祭)	同 日 大嘗宮の撤去後	京都御所 賢所 皇靈殿、神殿 賢所 皇居東御苑

(注) 1 ○は、国事行為として行われ、◇は、政府主催行事として行われる。

2 ○は、大礼関係の儀式、△は、大礼関係の行事であり、()書きは、儀式に関連する行事である。

3 名称及び期日については、変更があり得る。